

令和6年加美町議会第2回定例会会議録第3号

令和6年6月7日（金曜日）

出席議員（17名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
3 番	柳 川 文 俊 君	4 番	味 上 庄一郎 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	伊 藤 信 行 君	14 番	佐 藤 善 一 君
15 番	米 木 正 二 君	16 番	伊 藤 淳 君
17 番	早 坂 忠 幸 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機管理室長	佐々木 功 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君

森 林 整 備 対 策 室 長	後 藤 勉 君
商 工 観 光 課 長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
こ ども 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	齋 藤 純 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農 業 委 員 会 会 長	板 垣 文 一 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登 志 子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 3号 令和5年度株式会社加美町振興公社決算について

第 4 報告第 4号 令和5年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

- 第 5 報告第 5 号 令和 5 年度株式会社かみでん里山公社決算について
- 第 6 報告第 6 号 令和 5 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 7 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第 8 号 令和 5 年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 9 報告第 9 号 令和 5 年度加美町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 10 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）
- 第 11 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 12 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 13 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 14 議案第 42 号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 15 議案第 43 号 物品購入契約の締結について（令和 6 年度除雪トラック（7 t 級）購入）
- 第 16 議案第 44 号 物品購入契約の締結について（令和 6 年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）
- 第 17 議案第 45 号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 18 議案第 46 号 令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 47 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 48 号 令和 6 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 21 議案第 49 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 22 議案第 50 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 2 3 議案第 5 1 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

第 2 4 議案第 5 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について

第 2 5 議発第 1 号 加美町議会議員定数条例の一部改正について

第 2 6 議発第 2 号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

第 2 7 議員派遣の件について

第 2 8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

午後 1 時 3 0 分 開議

○議長（早坂忠幸君） ご起立願います。

皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

着席願います。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4 番味上庄一郎君、5 番早坂伊佐雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第 2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告 9 番、14 番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14 番 佐藤善一君 登壇〕

○14 番（佐藤善一君） 通告しておりました大綱 2 問、1 問目は、農業所得の向上について一般質問をいたします。

長引く円安や国際紛争の影響で、農業資材や燃料が高騰しております。一方で、少子高齢化や食の多様化により米の消費は先細り、米価の上昇は期待できない状況にあり、農家を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

そうした中、町長はこれまで「農業・畜産の再興」をまちづくり指針の 1 つに掲げ、農家の収入を安定させるために、農産物の輸出や新規作物として畑ワサビの栽培促進等に取り組むとしております。

また、今年 4 月からは農林課を復活させ、商工観光課に国際ビジネス推進係を新設するなど、農家は大いに期待を寄せているに違いありません。

農業所得の向上のための具体策として、以下の点についてお伺いをいたします。

1 点目、農産物の輸出について。

2 点目、畑ワサビの栽培状況について。

3 点目、農業振興策に合同会社 J R E 宮城加美から寄附される1,000万円を活用してはどうか。

4 点目は、酪農・畜産経営の持続性を高める支援策は。

5 点目は、農繁期の労働力不足に農福連携の取組を導入してはどうか。

以上、5 点につき前向きな具体的な答弁をお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 皆さん、こんにちは。本日も何とぞよろしくお願いいたします。

ただいま佐藤議員からは、加美町の基盤産業の1つである農業、しかもその中におきまして、農業所得の向上に関しまして、まず大綱1点目としまして、小項目にして5つのご質問をいただきました。ありがとうございます。順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の農業所得の向上につきまして、初めに農産物の輸出についてお答えさせていただきます。

縮小傾向にある国内の市場から、新興国の経済成長や人口増加に伴い拡大している海外の市場に目を向け、加美町の農業を持続可能なものにするため、農産物の輸出が必要であると考えております。

具体的な輸出国や品目等につきましてはこれからになりますが、農林水産省や日本貿易振興機構、また宮城県食品輸出促進協議会にも加入する予定でございますので、そうした関係機関の支援をいただきながら進めていきたいと考えております。

香港の大手スーパーでは、現在、九州産と宮城産のサツマイモを取り扱っていると聞いております。サツマイモの新たな産地形成に向けても、J A加美よつば等とタッグを組んで支援していきたいと考えております。

また、観光プロモーションと連携し、観光におけるインバウンドをきっかけとした農産物の輸出や、先般、木村議員の一般質問でもお答えしましたが、食文化の交流をきっかけとした農産物の輸出の可能性も探っていくことができないかと考えております。

現在、先ほど佐藤議員ご指摘のように、本年度から農林課を復活させて、そして商工観光課の中に国際ビジネス推進係というものを設置させていただきまして、この輸出に関しまして、または同時にインバウンド効果を狙うための活動を行っております。

本年度、その準備としまして、いろいろと各国の需要等も研究しながら、加美町から何を出していったらいいのかというものをしっかり研究していきたいというふうに考えております。

2点目、畑ワサビの栽培状況についてお答えします。

畑ワサビにつきましては、海外での日本食のブームにより需要が急増しておりますが、国内では地球温暖化などにより、これまで主産地であった西日本での生産量が減少し、日本産ワサビは原料不足となっております。

こうしたことから、ワサビ業界トップシェアの金印株式会社において、夏期冷涼な東北地域での生産拡大を目指し、県の協力の下、令和4年度から加美町、大崎市、色麻町に栽培実証圃場を設置し、畑ワサビの拡大・普及を図っています。

畑ワサビは加工用本ワサビとして茎を収穫します。寒さには強いのですが、暑さに弱いため、林間地で栽培しています。栽培期間は約20か月であるため、令和4年度に定植した畑ワサビについては、今月下旬に収穫を予定しております。

畑ワサビの主な作業は11月の定植と6月の収穫であり、稲作の作業と重ならず、イノシシなどの鳥獣被害も受けにくい作物です。生産物は金印株式会社の買取りであることから、生産の拡大について支援していきたいと考えております。

先ほどご質問で答えさせていただきました農産物の輸出という観点からも、将来この畑ワサビが1つの候補になるのではないかというふうにも考えております。

3点目、農業振興策の財源として合同会社JRE宮城加美からの寄附金を活用してはどうか、との質問に答えます。

寄附金の活用に関しては、様々な調整課題を抱えていること、また寄附金の場合ですと、寄附される方の意向なども検討していかなければなりません。しかしながら、風車が設置されている中山間地域対策への活用とするならば、先ほどの畑ワサビなど新規作物導入支援や鳥獣被害対策などにも利用できるのではないかと考えております。

また、子どもたちへの安全な食の提供として、これも繰り返しですが、木村議員の一般質問にもありました、学校給食用食材として有機農産物の導入に要する費用へ充てることが考えられます。

農業振興策を行う上でひもつきの財源があるとしたならば、大変これは活用としてはよいことかと思いますので、ご提言いただいたことを今後、前向きに検討できればと考えております。

4点目、酪農・畜産経営の持続性を高める支援策についてお答えします。

酪農・畜産経営につきましては、資材価格の高騰による生産コスト増加や肥育牛価格の下落により、厳しい経営状態となっております。

酪農農家につきましては、平成22年度に80戸ありましたが、現時点では29戸まで減少してい

ます。これは小規模飼育・飼養農家の高齢化や後継者不在による廃業のほか、昨今の資材価格高騰により廃業を決めた農家もおることが原因となっております。

畜産経営の持続性を高める支援策についてお答えさせていただきます。

労働力の確保のほかに生産コストの抑制が重要と考えております。生産費の半分程度を占める飼料費ですが、配合飼料の重たる原料は輸入に依存していて、トウモロコシや大豆であり、依然として高止まり傾向にあります。冒頭ありました円安基調というものも、大きく、大きく悪い影響を与えているかと思っております。

農林水産省では、既存のイネ科主体の草地等から高栄養価のマメ科牧草主体の草地への転換について、現在支援しているところであります。加美町の町営牧場が管理している採草地で高栄養価牧草を生産し、放牧場及び町内畜産農家へ供給できる体制が構築できれば、配合飼料のコストを抑制することが可能となり、畜産農家の持続性を高められるのではないかと考えております。

簡単に言ってしまうと、加美町として飼料というものをしっかりと作付、または確保していく、自力で確保していく策が重要ではないかというふうに考えております。播種等について課題は残っておりますが、畜産基盤の維持のためにも、国、県、関係機関や畜産農家と協力し、有効な政策を検討していきたいと考えております。

5点目、農繁期の労働力不足に農福連携の取組を導入しては、との質問にお答えします。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組でございます。高齢化が進んでいる農業現場での働き手となることや、障がい者の生活の質の向上等が期待されております。

農福連携の実践に当たっては、農業者としては障がい者を直接雇用するほか、障害福祉サービス事業所に農作業を委託するのか、また障害福祉サービス事業所としては自ら農業生産をするのか、農業者から農作業を請け負うことを行うのかなどの選択があります。

そして、相談窓口はどこなのか、農業者と障害福祉サービス事業所、それぞれのニーズに沿ったマッチングの仕組み等の構築など様々な課題がございますので、まずは関係課で調査や協議を進めていきたいと考えております。

私の知り合いもこの農福連携で農業を行っているところもございますので、個人的にも今後研究させていきたいと思っておりますし、またいつも言っております3本柱の中に、高齢者や弱者の方々のための町政というものもしっかり行っていく上では、これも大きな1つの方策で

はないかと感じております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、順を追って再質問をいたしたいと思います。

まず、町長は、農業振興の切り札は農産物の輸出だといったことで、町独自の土台づくりをやりますと言っていたわけでありましたが、町政懇談会において、日本酒、牛肉、サツマイモ、こういった農産物、商品等を輸出に向けて取り組んでいくんだというお話です。先ほどサツマイモの件についてお話があったけれども、日本酒、牛肉については進捗状況はどうなっているのか。輸出の目標についてお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

ただいま佐藤議員おっしゃった、その町政懇談会の資料にそうした日本酒、牛肉、サツマイモなど記載したところでございますけれども、これは日本における輸出例ということで、こういうものが輸出品目としてありますよということで記載したものでございまして、まだ加美町としてその目標の数字はつくっておりませんので、これからとなりますということでよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 紛らわしい内容ですよ。私もその当時の資料を見てきたのですけれども。大事なことは、輸出に関しては地域の生産力が第一だと思います。そうした品目の特性、市場での価値、こういったものをしっかりマーケティングして適正であるという判断であれば、それが輸出の効果が出るかと思います。

ただ、米の場合、河北新報にも載ってございましたけれども、美里町で輸出を行ったが、米価は先行きが見えず厳しいということでもありますし、また山形産の輸出先である香港では競争が激化して価格が抑えられ、輸出量も落ち込んでいるということでもあります。

昨年の主食用米、概算金で1万2,200円でしたかね。輸出の米と比べて4,200円の差があります。安くてとても拡大はできませんということでもあります。こういった輸出は容易でないことが分かります。

そこで、加美よつばでは全農に輸出米として出荷しているわけですが、実際、農家は最後にプール計算されまして、実態が分からないと思います。本当に農家所得になっているのかどうか、その辺分かりますか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

議員おっしゃるとおり、加美町においても全農経由であったり、あとは民間企業を通じてシンガポールや香港などに輸出用米として輸出されておるわけでございますけれども、やはり話を聞くと単価が低いということで、国の交付金、これがなければなかなか厳しいということで、伸び悩んでいるというところは聞いております。

町長の答弁の中でもございましたけれども、海外ではただその日本食ブームというのもあった、米のほうも現在輸出が増えているということで、米、緑茶それから果実、これが今伸びているというふうに新聞でも見ております。

先日の農業新聞なんかに、パリのお店でおにぎりが1個700円近くするというので、海外でもおにぎりブームということで、今後そういった需要のあるところへの米の輸出というのもの、いろいろ探っていくことはできないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 米以外の食品に関しては、まだ品目は決まっていないということですかね。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

米以外といたしましては、まず実績といたしましてサツマイモ、こちら、昨年度、香港のほうに一部輸出しているというふうに農協さんのほうから聞いております。

あと、今年もサツマイモの作付面積を3ヘクタールほどまで拡大し、それで長期保存できるように農協さんのほうでキュアリング施設とって、サツマイモの皮を固くする、その施設のほうを整備する予定でございます。そこでキュアリング処理をいたしまして長期保存できるようにして、サツマイモをまた香港のほうへ輸出したいというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ほかに日本酒や牛肉といったものが載っていたわけですが、牛肉の場合、今現在、肥育農家がほとんど存在していない状況の中で、どうやって輸出するのか。その戦略はどうかといった質問をしたいと思っておったわけですが、この牛肉についてはどうですか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

牛肉でございますが、佐藤議員おっしゃるとおり、肥育農家、今町内には8戸しかございません。それで、昨年の出荷頭数も56頭というふうに、生産量もかなり落ちてきているという状況でございます。それで、今度それを輸出するとなると、やはりその輸出先国によって、その牛肉、輸出する場合、様々なその制限がございまして、仙台食肉市場、こちらから出荷できる、輸出できる国となると、今のところ、タイ、ベトナム、マカオに限られているという状況のようでございます。それを例えば台湾などに輸出するとなると、ほかの県の業者に委託しなければならないということで、その分経費もかかってしまうという状況でございますので、なかなかその牛肉の輸出というものにつきましては厳しいところがあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） もし牛肉を輸出しよう、したいということになれば、今のやくらい裏の放牧場、これを繁殖牛と肥育牛の一貫経営としてもうちちょっと拡大をすれば可能かなと思うところであります。

それと、先ほど答弁ありましたように、輸出はロットが基本になってきますから、小さい数量では商売にならないのしょうね。この大きいロットにするには、産地間の連携や広域的な枠組みが有利かと思いますが、この点についてお考えを。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） いろいろとありがとうございます。先ほどいろいろと私も町政懇談会におきまして、サツマイモ、米とか牛肉といったようなことで、事例として挙げさせていただいたことはあります。

それで、この4月になりまして議員からもご指摘ありましたとおり、国際ビジネス推進係とか農林課におきまして、現在、輸出といったようなことに関しまして本格的に研究を始めておりますし、また各国それぞれ輸出する場合、検疫等のこともありまして、その基準も違ってきます。

今、輸出経験を行いましたことがある民間の業者さんとの話も少しさせていただいたりといった形で、今まさにどこがいいのか、何をといったようなこと、加美町さんで現実的にできるものも含めて、しっかりと考えているところでございます。

その中におきまして、広域連携といったようなことが必要ではないかといったようなことも、これは誠にそのとおりかと思っております。加美町単独というのだったら、お隣の色麻町さんと一緒にとか、大崎一円でブランド化を目指してといったようなことも考えていかななくてはならないのかなというのは、重々、お話を聞いていても思うところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 輸出に関しては、赤字補填とかそういった直接の援助はできないんだよね。WTOで協定されて制限されておりますから、やはりそういった関係上、環境整備であったり情報提供あるいは人材の養成とか、そういったものに重きを置いて、生産者と輸出業者、しっかりと進捗の連携を取って、取り組んだほうがよろしいかと思えます。そして、しっかりとその取組、枠組みを示して、皆さんが混乱を生じないような配慮をお願いしたいと、このように思います。

次に、酪農・畜産の振興であります。飼料や電気代の高騰でかなり経営を圧迫しております。借金して規模拡大した農家ほど経営は厳しくて、やめるにもやめられない、こういった状況で、このままだとやがて大規模畜産農家が、崩壊が一気に訪れることになるかと思えます。町の基幹産業である農業の振興がなければ、町全体の活気がなくなります。農業の衰退は政治の荒廃を意味するということでもあります。

先ほど1,000万円の活用についていろいろと考えておられるようでございますが、まずその中で、農業改正基本法で示された、この水田の畑地化、ここにぜひ家畜用の飼料を転換させる、そういった政策誘導も必要かと思えます。そして、町内の資源を徹底的に活用する、こういった循環型の酪農・畜産を視野に入れた政策誘導を図るべきと思いますが、この点、どうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 議員ご指摘のとおりだと思います。特に、冒頭、今日の質問の中におきまして、今、日本経済全体を見ますと円安といったようなことで、さっきの輸出に関しては、行うとしていくのであるならば円安は有利でございますけれども、特に畜産・酪農におきましては、乾燥飼料に関しましてほとんど良質なものは輸入に頼っているといったようなことで、この期間、その飼料代が倍にもなっているといったようなこと、これはよくよく、私も重々承知でございます。

その中におきまして、やはり先ほども最初の答弁で答えさせていただいておりますけれども、この加美町において飼料というものをしっかりと生産、特に乾燥飼料になるかと思えます。ま

た、トウモロコシ等でも構わないかと思いますが、昔なんかですと、私のうちでもデントコーンなんかも栽培しておりました。

もう一度その家畜飼料というものの、いわゆる地産地消といたらいいのでしょうか、そのようなことに対して、今後、重きを置いて考えていかなきゃいけない、またはそうしていくことが、安定した加美町の畜産農家、酪農家の方々を支援していくことに、私はつながる一助、つながっていくのではないかというふうに認識しております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 次に、農福連携の関係でありますけれども、農作業を通して、農業者と障害福祉サービス事業所による取組でありまして、今、この園芸療法、このニーズが高まっているんですね。

そこで、やはり福祉というと、施設内に閉じ籠もりがちなのですが、人によってはね、全員ではないけれども、農作業の幅の広いところでその方に合った何かあるわけですね。そこを農家側と施設側、双方が歩み寄って、まず話を始めることが大事かと思っております。

町長も先ほど答弁にありましたように、施政方針で、障がい者のニーズに合わせた生活支援やサービス提供事務所の開設、または支援をしてみますと、こういったことを述べております。このまず話し合ってみる、その点についてはどうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） まだ私自身、就任してからこの農福連携に関して踏み込んだ、また指示として出したこともなかった点でございますけれども、先ほども少し答弁でお話しさせていただきましたが、私の知り合いも、この農福連携で農場を経営している者がございます。千葉の人間なのですが、非常に障がい者の方々におかれましても、やはり働くといったようなことでもちろんその自信にもつながってきますし、また生きがい、または生活リズムの構築といった意味で、これは語弊がないように表現しますが、やはり中の施設で何かをやるというのも、これは当然に悪いことではございませんが、やはり外に出て自然に接してというのが農業のよいところ、プラスになって非常に明るくなったりであったりとか、健康になったとか、あとメンタル的に安定性を持つ、安定してきたといったようなプラスの効果が非常に多いようにお話を聞いております。

ですので、実際、例えば農業法人、加美町も多くありますので、そういう方々とやはりそういう障がい者の方々の話合いの場、マッチングの場ということから考えていきたいというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 農業者や法人に直接雇用する、あるいは福祉事業所に農作業を委託する方法もあるかと思います。いずれにしても、農水省や厚生省の支援がありますよね、助成支援。こういったものを活用して、例えばネギであったらば収穫の一番手間のかかるところをお願いするとか、ワサビの6次化を目指して取り組むとか、いろいろ活用があるかと思いますが、これに取り組む考えはありますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。こうやってお話をさせていただきまして、様々なことに、障がい者の方の働き場として農業の現場、生かしていける可能性が高いかとも思います。

また、加美町外の方においても、加美町の自然というものも含めまして、知っていただきながら、その障がい者の方々が活力あるように生きていく上では非常にいい方法だと思いますので、前向きにやっていければというふうに思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、大綱2問目の質問に入ります。

○議長（早坂忠幸君） ②と③は再質問よろしいんですね。

○14番（佐藤善一君） はい。

石山町長が掲げる「生活者満足度100%の実現」であります。満足度という抽象的な概念というものをどうやって行政施策に落とし込んでいくか、私は施策の平等と公平をもって、将来世代に及ぶ展望を持つことが大事だろうと思います。

こういった考えに立って、通告しておりました宮崎地区の振興策について、3点お尋ねをいたします。

1点目は、袋小路解消の見通しについて。

2点目、旧旭小、宮崎中学校の活用について。

3点目は、宮崎支所の活用について、お伺いをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱2点目としまして、宮崎地区の振興策ということで3つご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、宮崎地区の袋小路解消につきましては、私自身、町長に就任して以降、加美町や周辺市町などの発展につながる重大な課題の1つと捉えて、自分の中ではよく一丁目一番地です

といった表現もさせていただきながら、加美町や周辺市町などの発展の1つと捉えて、この宮崎の袋小路の解消に向けた取組を行っております。

これまで県の土木行政や、また林務部署、またダムツーリズムの推進の観点から、鳴瀬川ダム事業機関への要望・相談等を行ってきております。

また、国有岩堂沢林道が接する大崎市長、衆議院議員の小野寺五典先生等への意見交換も行っていることは皆様にも報告させていただいております。また、事務レベルでの県道路部局や大崎市との勉強会なども行っております。大崎市からは、政治的な発信だけではなく、仕掛けも必要となるが、観光や産業面など周りから話が盛り上がってくると後押しになると思うなどといったようなアドバイスもいただいております。

そういったこともあり、ちょっと天気が悪くてできなかったのですが、先般、6月1日に議会の皆様や地域、旭地区の皆様が中心でした。また、観光協会の方々にお声がけし、国有岩堂沢林道を散策する、これは知ってもらおうといったようなことも含めまして企画を行っております。また、その中止、延期ということになっておりますので、またしかるべき日に行っていきたいというふうに思っております。

また、私自身も国や県、近隣市町村等の行く先々でこのお話をさせていただいております、先般、上京した折、縁がございまして、秋田3区で国交省の副大臣を務めたことがある御法川衆議院議員のほうにもお話をさせていただいたところ、大変関心を示してくださって、そのときは国会閉会后、時間を見て、その岩堂沢辺り、視察に行かせてくれといったような申出も受けているといった、心強いご賛同もいただいております。

さらに、もちろんこの岩堂沢林道に関しましては、距離的に短いといったことも含めまして、今、私自身の中でも最優先かなというふうに思っておりますが、これまで佐藤議員、ずっとお取り組みでありました。引き続き、最上小野田線、または鳴子小野田線の、とにかく袋小路解消に向けて、これまでの取組もしっかりと継続して行っていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、袋小路解消のことにしましては、宮崎地区はもとより、加美町全域に、昨日も味上議員からの質問にも答えておりますが、宮崎地区だけでなく、この加美町全域に新たな人の流れ、物流というものを引き起こす一つの起爆剤になるかと思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

2点目の旧旭小学校と旧宮崎中学校の活用の見通しについてお答えをさせていただきます。

旧旭小学校の利活用については、宮崎西部コミュニティー推進協議会内に設置した若者中心

の部門会議、旭プロジェクトの方々が中心となり、これまで検討を重ねていただきました。

令和4年8月に、2回目となる旭小学校跡地等利活用提案書を提出していただいております。提案の内容については、旭小学校の跡地を旭地区地域づくりセンターとして地域活動の拠点とすることに加え、食育、体験、交流、貸出し、憩いの場、展示の6つの機能を備えた地域内外の交流施設としたいとの内容がございました。

町ではこの提案を受け、副町長、教育長と16部署の所属長を委員とした旭小学校跡地等利活用検討委員会を開催し、協議した内容を基に、提案内容について誰がどのような体制で実施し、提案内容に基づく施設の改修費用や財源などについて協議会と検討を続けております。

今年1月には、宮崎西部地区コミュニティー推進協議会と私、副町長、担当課を交えた旧旭小学校利活用に関する懇談会を開催し、今後の利活用について意見を交わしております。懇談会においては、改修費用に対する費用対効果や利活用案を誰がどのように実施していくかなど、施設運用の在り方について活発な意見を行わせていただきました。

先ほどの袋小路の解消も、この旭小学校の利活用または旭地区のにぎわいという、活性化とといったようなことにつながってくることかと思いますが、この辺は同時並行でやっていきたいとも考えております。

次に、旧宮崎中学校の利活用については、3月の第1回定例会の答弁と類似の内容になりますが、現時点において具体的な活用策の見通しを申し上げる段階には至っておりません。ご承知のとおり、宮崎中学校は敷地面積が全体でも5万平方メートル、運動場だけでも3万平方メートルを超える、また建物面積も校舎が4,600平方メートル、さらに体育館、セミナーハウスというふうな建物があります。

検討に当たっては、民間事業者との対話、意見交換会等の事業に対して、様々なアイデアや意見を把握できるサウンディング型の市場調査を取り入れ、民間活力を積極的に活用するなど、より有効で効果的な利活用が図られるように進めてまいります。

先般、秋田県の東成瀬村のほうに成瀬ダムの建設現場に行かせていただきました。その折、事業者の方々と様々な話になりました。そのときに加美町として、これは3月の定例議会で早坂議員よりもご意見あったことになりましたが、1つ、この宮崎中学校の話にもなりまして、大変興味深く事業者の方は関心を示してくれたといったようなことがございましたので、付け加えさせていただきます。

3点目、今後の宮崎支所の活用についてお答えします。

支所庁舎につきましては、地域福祉センターなど周辺施設の機能を考慮しながら、令和7年

度から8年度にかけて行う予定の公共施設等総合管理計画の見直しと併せて、支所機能や地区の行政サービスの在り方などを踏まえ、今後の利活用の方向性を示していきたいと考えております。

新庁舎の整備に関しましても、様々これから町民の皆様とのやり取りが控えております。当然にその折には、宮崎支所、小野田支所の使い方ということに関しまして、町民の皆様から様々な意見を聞く機会がこれからどんどん増えてくるかと思えます。そのような意見をしっかりと聞かせていただきながら、町の方向性を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 国有岩堂沢林道、そして一般県道最上小野田線、一般県道鳴子小野田線、さらにダムツーリズムの推進を図るための町道門沢小台・三ヶ内線、要望しているようでありますけれども、まずどの路線を考えているのか、そして実施主体、維持管理、この辺はどうなるのか。さらには、タイムスケジュール等がありましたらお知らせいただきたい。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これ、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

これまで議員もずっとお取り組みであった県道最上小野田線、これも非常に重要な魅力的な、私は路線だとは認識しておりまして、県道ということにもなっていることなどから、本来であればこの県道といったようなことから推進していくべきかと思っはいるのですけれども、ただ一方で、距離的なもの、これまで進まなかったといったような事情もございます。

ですので、私は、現実的に4.1キロの、この岩堂沢林道を何とかしていくことというのが、距離的にも、また林道の整備状況から見ても、それを基盤に、私は最も近いのではないかとはいふうにも考えております。

また、それを後押しするように、恐らく酒田から石巻までの結ぶ国道、これに関する大きな整備事業というのが今後入ってくることがほぼほぼ確定しているような見通しが立ってきているような状況でございます。

あそこの岩堂沢、これもご案内のとおりですが、4.1キロは林道ですが、岩堂沢ダムのダムサイドまで通じれば、もうそこからは大崎市の市道があつて、車で恐らく10分以内にもう国道のほうに通じるといったようなことですので、現実的に整備といったことのその短さ、時間的なものというのを考えると、ここが私は一番推していきたいというふうに考えているということでございます。

あと、細かなことに関しましては、担当の建設課より答えさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

維持管理とタイムスケジュールというご質問になりますが、今の町長、あと担当、私どものほうで、何とか県のほうに県道整備、県道昇格分と併せて整備をお願いできないかというところでご相談をしているところです。

なかなかこれまでも難しいということと言われてきたということがあって、今まだ具体的なタイムスケジュールとか、お示しするところまで至っていないのですけれども、引き続き町長と一緒に国、県、そちらの方向、掛け合って、実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 石山町長は国と県の太いパイプを持っておりますから、実現に向けて精力的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、宮崎中学校の活用であります。前回の一般質問で、ダム作業員の宿舎としての活用を提案されておりましたけれども、この点について事務所側と具体的に協議などがされたのかどうか。現状についてお知らせいただきたい。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 細かなことは建設課のほうからお話しさせていただきますけれども、概略的には、工事事務所のほうから今、これは何も宮崎中学校のことだけではなくて、やはり恐らく宿舎建設ダムの事務所、これはダムの事業者の方々が事務所ということになりますと、恐らく3ヘクタールから5ヘクタールぐらいないと駄目ですよといったようなお話、来ております。

その折に、幾つか加美町の中においてそのくらいの広さが取れる敷地はございませんかといったようなことの中におきまして、宮崎中学校と、あと小泉の子牛市場の跡地というものを今、伝えているところの段階でございます。もしこれ以上ご詳細があれば、担当課のほうがお答えします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

今町長が言ったことがほぼほぼになるのですけれども、ダム事務所、工事事務所のほうが宿舎用地をあっせんするということではなくて、その工事を受注した業者が現場の近いところで、

今回のような規模ですと3ヘクタールから4ヘクタールの敷地を探し求めて、そこで営むということになると思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 宮崎中学校にしても、一度改修して元に戻すには時間と金もかかるんですよ。それで、まだ具体的な話をしていないということのようですが、二ツ石ダムの建設のときは、たしか五、六年、宿舎を利用していたそうです。そこに地元の婦人の方が炊事担当で使われていましたけれどもですね。

このように短期間で活用するのではなくて、持続可能な有効活用を、宮崎中学校の跡地については考えるべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。理想とすれば、やはり何か恒久的にいてくださるような、ダムですと確かに10年、またかかったとしてもそれプラス一、二年ということかと思えます。

ですので、そこら辺、議員のおっしゃるとおりでございますので、何か決めたわけ、決め打ちで行っているわけではありませんので、それもあくまでそういうようなことで先ほど言いましたけれども、まだこれ、実際の施工事業者が決まっているわけでもありませんので、ただ、高い関心はある、事業者側から見るとあるといったような敷地だというような事実を、今日はお伝えさせていただきつつ、もちろん理想とすれば、例えばあれだけの建物ですから、また、そして宮崎地区、災害にも強いわけでございますから、そういうことをPRしつつ、最初の答弁でお伝えしたような、理想とすれば恒久的にいてくれるような事業者の誘致といったこともきちんと行っていきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 次に、宮崎支所関係であります、町政懇談会で、支所の在り方については現在の機能を維持するとともに利便性向上を図ってまいりますと、こういった説明がされております。どんな形での利便性向上を図るのか、お尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 行政経営推進課長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 行政経営推進課長でございます。

昨年の町政懇談会の折に、そういった資料でご説明申し上げております。本年度基本設計というところで、将来の在り方、様々なものが考えられると思います。特に、ICT情報伝達技

術等々もかなり進んできますので、そういったことも主な要因になってきます。

手続等はもちろん現状のサービスを維持というところで、相談業務等々、その辺につきましてはそういった技術も活用しながら、サービスの向上というものをしっかりと考えていきたいと思っております。

新庁舎整備と支所のサービス機能の最適化ということにつきましては、一緒に、ワンセットという考え方で取り組んでいきたいと思っております。具体的にはまだ基本設計の段階ですので、まだお示しはできないのですけれども、そういったことを含めて今後しっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 何だか分かったような分からないような答弁でありますけれども、あのとき懇談会に参加された方は、今の機能を残しながらさらによくなるんだとやと、こういった感想でしたよ、まず。その点ですね。しっかりと信念を持って取り組んでいただきたいと思います。

全員協議会で、新庁舎整備により1か所で用件を済ませられる利便性、事務の効率化が図られるということでありましたが、新庁舎と引換えに住民サービスの低下を招くことはないか、あるいは地域格差が起きないか、その辺、私は検証が必要だと思いますよ。つまり災害時の救援体制に不備は生じないか、地域の拠点としての対応ができ、それぞれの地域課題を迅速に、的確に対応できるか、できるのかどうか。この辺をしっかりと検証してくださいよ。窓口業務だけでなく、現在の事業機能を残してください。どう対応されますか。見解をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。新しい庁舎ができて、宮崎地区、小野田地区の、やはり今言いましたように、ふだんの窓口だけでなくという部分の観点というのは非常に重要だと思います。いざ災害になったときの備蓄をどうしているかとか、また避難に関する誘導を誰がするかとかも含めまして多角的な見方でやっていかなきゃいけないということ、重々承知でございますので、議員のおっしゃるとおりのこと、検証しつつ今後の、同等だと思っています、新しいのを造ればいいということではなく、今までのこの支所機能というものも含めまして新庁舎建設の一環だと思っていますので、その辺、重々承知いたしました。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町長の前向きな答弁をいただきました。町長は日頃、町民の声を聞きま
す、住民満足度100%を目指します、こういったお話をされております。そこで、もし、いつ
頃になるか分かりませんが、このことについての支所の使い方についての説明会を持っ
ていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 分かりました。多分、多分といいますか、今後、先ほども言いましたと
おり、新庁舎の建設と同時に、やはり支所機能をどうするかということに関する説明、または
町民の皆さんのご意見を聞くという場面は、これから必ず設定していかなくちゃいけないことだ
と思っておりますので、それに関しましてはしっかりとやってまいる所存でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 分かりました。やはり今こういった説明会を持つのも町の責務だろうと
思います。柳川議員、3番議員が話しておりましたけれども、中新田は文化・商業ゾーン、小
野田は自然触れ合いゾーン、宮崎は生涯学習ゾーンとして、それぞれ特色を生かしながら対等
合併した町でしたよね。私はそのとき、今もですけれども、現職議員としてしっかりと覚えて
おります。宮崎地区においては生涯学習ゾーンを理念とし、踏まえた、そういったまちづくり
を進めるべきだと思いますが、町長の見解は。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 恐らく合併時の取決めということはかなり重いことでございますので、
まして今も、おととい、柳川議員の質問にもございましたけれども、実際そういう、それだけ
に足る宮崎地区は施設も持っております。グラウンドにしろ、体育館にしろ、野球場にしろと
いうことになりますけれども、そういうものをしっかりと生かしていくということになります
と、やはり生涯学習という言葉はぴったりはまっていると思いますので、その質等を落とさな
いように、または逆に、これは加美町の大きなPRポイントでもあるかと思っておりますので、
ますますあそこの施設分も含めて活用できて、加美町のみならず、また大崎、県北一円の方々
に利用していただけるようなゾーンにしていきたいというふうに考えておりますし、これは皆
さんでPRしていかなくちゃいけないことかなというふうにも考えております。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） これからますます人口減少が進みます。したがって、職員の数も減って
くるんですね。それに見合った規模、そして中新田に一極集中するんじゃなくて、議会は本
庁に行ったとしても、行政機能を分散した現本庁舎程度にすべきだと思います。つまり、宮崎

には教育委員会は残してください。それが、町長が力説する、加美町は1つ、住民満足度100%につながり、3地区がお互いに地域を思いやる、そういうまちづくりを目指してくださいよ。どうですか、町長。最後に所信を伺って終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ちょっと昨日も柳川議員からいただいた、おとといか、すみません、教育委員会に関しましては、いただいたご意見ということで現時点では受け取らせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時40分まで。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 報告第3号 令和5年度株式会社加美町振興公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、報告第3号令和5年度株式会社加美町振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第3号令和5年度株式会社加美町振興公社決算について、ご報告申し上げます。

株式会社加美町振興公社の令和5年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第8期（令和5年度）事業報告及び貸借対照表、損益計算書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 公社の経営状況ということで、純利益ですね、418万9,203円という結果でしたと。ということですので、大変職員の方々、あと役員の方についてはご努力されたもの

と思われます。大変お疲れさまでした。

そこでお聞きしたいのですが、令和6年度の経営、営業関係、併せて人事関係について明記されておりますが、令和6年の関係ですね。それでもう3か年の会社構造改革が終わったと。ということで、代表取締役が兼務している総務、企画、管理部長にそれぞれ課長が昇格したと。それで、3部長が中心に、各施設の支配人と連携し、自分たちの会社意識を高め、運営してまいりますと、そういうお言葉がありますので、まずもって、ほかに聞きますと取締役の任期が切れて、令和6年から新たな体制じゃないかということを耳にしたのですが、その体制についてまずお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問の中で、新たな取締役さんというご質問でございますが、5月30日に株主総会がありまして、引き続き第2回目の取締役会が開催されました。その30日に新しい体制が決定しております。

新しい人事でございますが、代表取締役のほうには、前回までも取締役さんでありました副町長であります、千葉副町長が代表取締役のほうに就任しております。あわせまして、新たに3名の方が今期から取締役さんのほうに入っております。非常勤でございますが、町の推薦ということで観光協会の会長も務めております朝川忠俊様、あと観光協会の事務局長を務めております佐々木嘉昭様、あと合併してから加美町振興公社になってからも職員としてお勤めいただきました早坂宏也様に新たに非常勤として取締役のほうに就任していただいております。あわせまして、取締役のほうに加美町長の石山敬貴様にも取締役として会社運営のほうにご尽力いただけるという内容になっております。

あとは、前回同様の取締役という形でございまして、あと監査役としまして1人退任なされていきますので、新たに町推薦、株主でもあります猪股俊一様のほうに非常勤として監査役のほうに就任していただいております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今、代表取締役に副町長が就任されたと、おめでとうと言っていいのか、ご苦労さと言っていいのか分かりませんが、代表取締役としての決意のほどを述べてください。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 代表取締役社長としての答弁ではなくて、社長に就任した副町長の思いということでお話しさせていただきたいと思います。

6月30日付の取締役会ということで、代表取締役社長ということに就任させていただきました。それで、6月4日、今週の火曜日なのですけれども、新任の役員と職員の管理職の皆様方とご挨拶と、あとちょっとした意見交換という場を持ちました。その中で、社長ということで私が職員にお話ししたことを簡単にここでお話しさせていただきたいと思います。

まず、1つが、職員にとって安全な職場であることということがまず1つ目でした。それから、職員が安全であって、なおかつお客様商売の施設ですので、お客様も一緒に安全な施設をつくっていきましょうというのが1つ。

それから、2つ目としては、観光業、地域産業振興に非常に大切な施設であると。やはり加美町といえば、観光振興公社の施設部に代表されるというところがありますので、加美町は振興公社として見られているというところがありますので、その辺の振興を頑張っていきたいということ、それが2つ目です。

それから、3つ目としてはコンプライアンス、これを遵守していきましょうと。

この3つを基礎にして、さらにその上でコスト意識を持ってやっていきましょうというお話をさせていただきました。これは、職員にそうしろというだけではなくて、社長自らそういうことをやっていかなくちやいけないんだということと思って、これから身を引き締めてそれに当たっていこうと思いました。

なお、今後、職員の方とはちょっと私も時間を見つけて、いろいろまた新たな体制ということですので、個々にお話を聞いて、いろいろ職員が、社員ですか、が考えていること、やりたいこと、それからいろいろ思わしくないこともあると思うのですけれども、そういうのを聞いて、みんなで振興公社を盛り立てていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ご苦労さまです。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 2点伺います。まず、説明いただいた資料の1ページに、このように書いております。旅行代理店のオンライン販売が伸びてきており、ふるさと陶芸館も旅行代理店の旅行商品に組み込まれ、ほとんどなかったインバウンドも冬季銀山温泉との連携で増え始めてきていますので、今後に期待できると思います、とあります。この辺をちょっと説明いただ

きたいのが1点。

もう1点は、今期の売上げが6億1,300万円ほどになっております。令和2年のコロナの関係で4億5,900万円、令和3年5億800万円、令和4年の5億9,000万円ということで、少しずつ伸びてきてまして、令和元年が6億2,400万円、平成30年が6億7,200万円ということで、コロナ前の状況まで戻ってきているのか、その辺の状況をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

ただいまの木村議員さんからのご質問のまず1点目でありまして、オンラインの販売について現状のほうをご説明させていただきたいと思っております。

オンラインでの販売ということで、加美町振興公社のほうでは、たびのレシピさんのほうと契約を結ばせていただきながら、オンラインでの予約受付をさせていただいております。

予約の状況でございますが、令和5年度の状況になりますが、林泉館などの予約のほうは、合計、林泉館の予約の件数が1,216件ございました。1,216件の内訳になりますが、林泉館に直接電話で受付されたお客さんが927件、たびのレシピからの予約の件数が289件、全体の24%が予約の販売という数字になっております。

そのほかですが、やくらいコテージのほうも数字のほう、出ておりますが、1,200件、予約でお客さんに入らせていただいておりますが、コテージ、直接電話で申し込まれた方が204件、たびのレシピからの予約のほうが996件、あとゆーらんどのコテージのほうは合計で509件ですが、直接予約が159件、たびのレシピからの予約が350件というような形でございまして、その宿によって、直接電話するか、あと予約からの、たびのレシピからの予約かということが分かっている状況でございます。ただ、大体やはりコテージなど、年齢的なこともあるのかもしれませんが、若い世代からはたびのレシピを通した予約のほうが大半を占めているという結果でございました。

あと、コロナ前になってからの状況でございますが、令和元年度と令和5年度を見ますと、7,000万円ほどまだ追いついていない状況の数字になります。売上げのほうも、議員さんおっしゃるとおり、私、ちょっと損益のほうからつかんでしまっただけの数字でございますが、やはり令和5年度は3億7,288万円ほどの直接売上げがございましたが、コロナ前の令和元年度はおおむね4億円の売上げ、あと公社が合併した当初の年度です、平成28年度は4億5,600万円の売上げがございました。

あと、入り込み数によって販売経費、一般経費のほうは変わってきますが、最終損益のほう

では、令和5年度は今日の資料にありますとおり418万9,000円の損益でしたが、令和元年度はマイナスの2億円の損益、平成28年度はマイナス131万4,000円の損益ということでございますが、コロナの前に追いついているのかということでございますが、売上げのほうは多少前年度並み、ただ、まだコロナの前に比べるとまだ目減りしていると。

あと、各施設によっても、かなり持ち上がってはきておりますが、統計のほうを見てみますと、やはり令和5年度、暑さということがありまして、プールのほうは外で、外出規制もあってプールのほうの入り込みは伸びていると。あと、中新田の交流センターも、コロナの収束に伴って合宿が元に戻ってきていると。それで、交流センターのほうは190%ぐらいの伸びが、令和5年度で見ることができました。

ただ、ここで伸びた分がやはり外出規制ということで、中新田と小野田のやくらい地区のパークゴルフ場のほうでお客さんが減ってしまったと。あと、暑さだけではなくて、三本木ですとか近隣のパークゴルフ場の開店なども大きな影響はあると思いますが、そこで伸び悩みが出てしまって、ただ、最終的には400万円の最終損益という数字で落ち着いたという決算の内容になっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。今後に期待したいと思います。

それで、たびのレシピによって大分申込みも増えたというか、若い方は特にということなのですが、手数料といたしますか、その辺というのはどのようにして決めて、世の中一般の内容なのか少し高いのか、その辺、状況、分かる範囲で結構ですが、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

オンラインシステムの金額についてのご質問でございます。まず、たびのレシピさんとは契約を結ばせていただきまして、まず年の委託料という形で月額、令和5年度は税込みの22万円の契約を結ばせていただいております。

そのほかに、例えば宿の予約が入った場合は、その宿泊料金の20%がたびのレシピのほうに入る、令和5年度の契約の内容でございます。それで、委託料の22万円については、契約ということで振興公社と結ばせていただいて、まあ妥当な金額なのかな、ほかの業者さんとも似たような金額だったなというふうに、私のほうでは見させていただいております。

あと、宿の予約が入っての手数料に関してでございます。こちらの手数料、20%という内容

でございますが、まずこの20%について私もちっと見させてもらったのですが、手数料20%というのが、国土交通省令で決まっている費用の20%以内での契約にしろという文言に基づいての20%という解釈でございます。あと、ほかの業者さんの手数料のほうもちっと調べていただいたのですが、やはり20%から10%までの間で、各施設といろいろな会社が契約しているようです。

その金額の違いは、何で10%だったり20%だったりするのかということなのですが、たびのレシピさんと加美町振興公社の契約の中身は、たびのレシピの中のたびの宿というページとたびの邸宅というページ、あとたびのキャンプベースというページ、それぞれに林泉館ですとか、やくらいコテージ、あとゆーらんのキャンプ場、大滝のキャンプ場などを載せていただいております。

そのほかにたびのレシピと連携を取って、JTBですとか、楽天トラベル、ヤフトラベル、じゃらんなどの大手の予約サイトもたびのレシピとつながっていただいて、そこからも入ることができるようになっていて。ですので、じゃらんなどから予約が入った場合は、たびのレシピを通して施設の部屋の予約が入るのですが、たびのレシピからじゃらんのほうにも手数料を下ろさなければいけないという状況でございます。その分も入っての20%、そういう解釈になります。

あと、10%だったり15%で契約しているようなほかの施設の事例を見ますと、やはり1つのサイトだけで、あと料金が変わったりですとか、いろいろなあと宿のメニューが変わったとか、そういう広告・宣伝も自分たちでカスタマイズかけていかなくてはならないと。ただ、加美町振興公社の場合は、その辺までをたびのレシピが見てくれると。そういう契約の内容ですので、私的には20%というのは政令の範囲内でありまして、決して高いものでもないのかなと。ただ、もうちょっと平日の稼働率が上がればもっといいなというような見方をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。

こういった公社の黒字、少し上がってきたというのは本当にほっとしています。これまで、町長おっしゃるように観光に力を入れるということで、私の一般質問にもありましたように、今回新しい体制ということで、力強い副町長の新任の社長のお話を伺いまして、簡単なちっと質問なのですが、まず1つは、今までの阿部社長ですか、大手の旅行業会社のいろんな経験

を積まれて、人とのつながり、そしてノウハウを生かしてやってきていただきました。その期限、契約の期限というのは3年だったのかどうか。これをまず1つお聞きしたいと思います。

あと、私も会社経営をやっている者として、どうも大きな会社となると、当然、株主総会とか、そういう事業の報告の機会があるわけですが、例えば加美町のその公社というのは、一番の投資する、実際はお金を出しているものですね。そういった公社の取締役、町長である、指名権者といいますか、その指定をする、指定管理を受けていますから、そういうところの町長が取締役になるということとなると、例えば株主総会とか総会のときには、どちらの席に着いているのかなんてちょっと単純に思ったものですから、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

2番議員さんのただいまの質問でございますが、元社長、阿部社長の任期でございますが、2年任期でございました。2年やって、あと1年残して3年目で退任なされたと、3年で退任なされたという内容でございます。

あと、2件目の株主総会のときにどちらの席に座るかということでございますが、取締役席のほうに座っていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、佐々木議員のちょっとご質問に補足で、あと皆さんにも正確に伝えておいたほうがよろしかろうと思うので、お話をさせていただきます。

私、大株主の立場でございますので、それで取締役っていかなものかというのは、自分自身でも正直思ったところはございます。ですので、様々な立場で株主総会の場所にいなきゃいけないということ、これは重々承知していかなきゃいけないということと、やはりこの前の先般の株主総会におきまして、取締役に就任に当たって、いわゆる利益相反にならぬように、そういう場面には退室するようにといったようなことも含めて、株主の皆様からご注意をいただいたといったようなことがありましたので、それも併せてご報告させていただきます。

ただ、一方で、私もうずっとこれも取締役にやり続けるというのは法的に別に問題はないということなのですが、やはり何となくちょっと不自然なところも感じますので、ただ、その先ほど言ったとおり、大株主としての責任と、あと自分としても、今後、観光に力を入れていくといったような過程の中におきまして、少し中身を自分も直接見させていただきたいという思

いで、今回、取締役を引き受けさせていただいたといったような考えでございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 実は私、その辺をちょっと心配していたところでした。町長のほうから今お話を伺ってなるほどなというふうに、ぜひ観光に力を入れていただいて、たくさんの方々がインバウンドでも来るように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 簡単なことなのですが、確認したいことがあります。というのは、その営業結果についての文章の中に、ウォーターパークがかなり、2年ぐらいでしょうか、クローズしていたのですが、今年の夏はオープンして、子どもたちの子ども会等々は引き受けることができるようになるんですねという確認と、それからもう1点気になっているのは、木質バイオマスの木質チップの不足が昨年も起きていたということが二度ぐらいにわたって書かれているのですが、この木質バイオマスの供給については今後も問題がないのかどうかだけ確認したいと思います。2点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

まず、1点目のウォーターパークの営業についてでございますが、令和6年度は通年で営業させていただきますので、よろしくお願いいたします。

あと、2点目のチップ不足に対してのご質問でございますが、今の情報では、年を通しての販売は可能だというお話はいただいておりますが、どうしてもやくらいのチップのほうは、山の木を切ったものを燃やすというのではなくて、木材のほうを燃やすということですので、やはり品不足には変わりないということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 補助金支出するなど、この事務執行に大きな影響力を持っている立場の副町長、町長、取締役ということは、適用除外規定、2分の1以上の出資をしている町でありますから、それは法的には反しないと思いますけれども、第三者から見て不信の目を、見られるようなことがあるかと思います。その点、どう注意されますか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 町が一番の大株主でございまして、町長、私と役員に入っているということで、今議員おっしゃったように、両方の職、職というか立場を兼ねるということで、そ

ういう疑念がある、例えば不正に補助金を出したんじゃないか、不正に受け取ったんじゃないかと、出すほう、受け取るほう一緒ということでございますので、その辺は、町からの支出というのは公明正大にして、疑念であるとか、不信であるとか、そういうのを持たれないように、私ども、きちんと対応してまいりたいと考えております。適切にやってまいりたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第3号令和5年度株式会社加美町振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第4号 令和5年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、報告第4号令和5年度一般社団法人加美町畜産公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第4号令和5年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の令和5年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております令和5年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第4号令和5年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第5号 令和5年度株式会社かみでん里山公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、報告第5号令和5年度株式会社かみでん里山公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第5号令和5年度株式会社かみでん里山公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社かみでん里山公社の令和5年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第6期事業報告及び決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規

定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） しゃべらないかと思ったのですが、1点だけ確認させていただきます。

決算状況で総売上利益、約4,100万円の利益がございました。昨年同様に構成する自治体に寄附等を行うのかどうか、この点についてお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

損益計算書をご覧いただきたいと思うのですが、昨年度の寄附額、寄附金としまして1,475万1,782円、載っていますけれども、このうち250万円ほど、大崎広域の1市3町に250万円ほど寄附してございます。

こちらについては以前、1月に全員協議会でも企画財政課長のほうからそういったことで考えているということでお答えしておりますけれども、今回は大崎市に100万円、あと残りの3町には50万円ずつということになります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その額の決定について積算根拠というのがありますか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

4市町のほうに配分した100万円、50万円の差というところにつきましては、住民基本台帳の人口並びにごみ処理量について各市町の量を計算し、その案分に基づきまして大崎市を100万円、ほかの町につきましては50万円という内容にさせていただいております。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。資料の2ページ、一番下のほうをご覧ください。

低圧施設、家庭用とか事業者向けというところで、契約数、これが2023年4月に対して、1年後の2024年3月が、契約数が半分程度になっているのですが、この状況といたしますか、どういう状況があるのか、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

この分に関しましては、ミツウロコとして取次供給で行っておったのですが、昨年度、

ミツウロコのほうから、この取次ぎにつきましては、事業が伸びないということから取次供給をやめるということで申出がありまして、そこでかみでんとしては検討いたしまして、かみでん独自の直接供給に切替えするということで契約者のところに通知いたしまして、そこでミツウロコを通して今までの供給にするか、それともかみでんにするかということで、申込みのほうを再度したところ、かみでん直接供給に切り替えるといったのが21件ということで、残りの方はミツウロコ供給ということで選ばれたということでございます。そういうことで昨年の当初より減っているということでございますので、ご承知願います。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 前に一般家庭にも普及をとということでキャンペーン的なものも行ったと思いますけれども、それでかみでんに残った方と言ったらいいんですかね、この21契約で離れていったというか、ミツウロコのほうに行った、この差というか、これはどの辺にあったのか、要因は。分かりましたらお願いしたいのですが。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

少なくなった要因ということでございますけれども、かみでんに切り替える際に1つ手続が必要だったということで、そのままミツウロコを通してされる場合はそのまま問題なかったのですけれども、その手続が必要だったというところで、金額的には変わらないというものはありましたので、そちらのほうで選択されたということでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。

今木村議員がお話しした内容と少しかぶるのですが、例えば、うちは東北電力です、Bさんという方はかみでんから電気を購入しています、こういう家庭もあるわけですよね。そうしたときに、その差を考えると、恐らく今、電気料もどんどん高くなっています。町民の皆さん、みんな、全国的にそうです。そうなったときに、いや、うちでもかみでんから、かみでんからというふうな話が出てくる可能性は当然あるわけです。そうしたときに、今後、例えば電気の量をもっとたくさん仕入れて、それを販売できるという可能性はあるのかどうか、その辺ひとつ伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

現在、家庭向けの電気供給の募集、申込みについては、現在は行っていないということでご

ざいます。その他事業所に関しましては相談にも応じますけれども、その電気の使用量に応じまして、安くできる場合とできない場合がありますので、その辺は相談しながら契約していただくということになるかと思います。

いずれにしても、今電気のほうが、需要と供給がバランスがちょうどいい状態で、こういった営業利益もあるということです、無理に広げるということは今のところ、かみでんのほうではしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 町民のやはり安心した、安全な生活を、町としては保障するということもありますから、ぜひこの辺は電気量をたくさん仕入れて、そして町民の皆さんに安く提供できればいいのかなというふうに思います。これはひとつお願いです。

あと、1つだけ質問、単純な質問なのですが、東北電力から来る明細書を見ると、再エネ賦課金、訳の分かるような分からないような、再生エネルギー賦課金というやつがついているんですね。皆さん、よく見ていらっしゃるかどうか。こういったものというのは、例えばかみでんを利用してやっている家庭の明細には載ってきているのかどうか。その辺だけちょっと伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 地球温暖化対策室長。

○地球温暖化対策室長（早坂 卓君） 地球温暖化対策室長です。

かみでんのほうの電気料金にも再生可能エネルギーの賦課金が加わっております。こちらのほうは、政府が決めた電気として、小売りを通して買いますと必ず支払わなければならないものになってございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。

その他ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第5号令和5年度株式会社かみでん里山公社決算についてを終了いたします。

日程第6 報告第6号 令和5年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、報告第6号令和5年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第6号令和5年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご

説明申し上げます。

本案件は、令和6年3月第1回定例会に上程し、議決をいただいております令和5年度加美町一般会計補正予算（第8号）の繰越明許費及び令和6年3月第2回臨時会に上程し、議決をいただいております令和5年度加美町一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費について、公共施設等総合管理事業ほか18事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第6号令和5年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第7 報告第7号 令和5年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、報告第7号令和5年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第7号令和5年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、令和6年3月第1回定例会に上程し、議決をいただいております令和5年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の繰越明許費について、下水道建設事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第7号令和5年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第8 報告第8号 令和5年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、報告第8号令和5年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第8号令和5年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第220条第3項の事故繰越しというもので、歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のために支出を終わらなかったものはこれを翌年度に繰り越して使用することができると規定されているように、避け難い事故のため事業が完了しなかったものについては、地方自治法施行令第150条第3項で繰越明許費と同様に繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないとされているものです。

今回の事故繰越しは、令和4年度からの繰越しとなった農業施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧事業について昨年度内の完了を目指してまいりましたが、工事施工及び用地購入手続に不測の日数を要したことにより年度内の事業完了が困難となり、事故繰越しとなったものであります。

以上、報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第8号令和5年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを終了いたします。

日程第9 報告第9号 令和5年度加美町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、報告第9号令和5年度加美町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第9号令和5年度加美町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

今回の事故繰越しは、令和4年度からの繰越しとなったストックマネジメント実施計画委託事業及び令和5年度からの繰越しとなった小野田浄化センター設備修繕工事について、昨年度内の完了を目指してまいりましたが、世界的な設備品等の需要逼迫に伴う資材の供給不足、納期の遅延により年度内の事業完了が困難となり、事故繰越しとなったものであります。

以上、報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第9号令和5年度加美町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
を終了いたします。

日程第10 承認第2号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を
改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） 日程第10、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町税条例
の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改
正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正す
る政令及び地方税法施行規則並びに航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和
6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日に施行されることに伴い、加美町
税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

主な改正の内容は、個人住民税において定額による特別税控除、いわゆる定額減税の実施に
おいて、令和6年度分の個人の住民税に限り、前年の合計所得が1,805万円以下である納税義
務者の所得割の額から1万円を、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、1人につ
き1万円を加算した金額を控除するもの、固定資産税において、宅地等及び農地の固定資産税
の急激な上昇を調整するため特例措置を継続するもの、また再生可能エネルギー発電設備に関
わる課税標準の特例措置について、対象設備を追加した上、2年延長するもの、その他、項ず
れ、適用期限の終了、延長等に伴う所要の規定の設備も併せて行うものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより承認第２号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第２号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第１１ 承認第３号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） 日程第11、承認第３号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 承認第３号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則並びに航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和６年３月30日にそれぞれ公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税額に関わる課税限度額を22万円から24万円に引き上げる一方、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得基準について、５割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、２割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 承認第4号 専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） 日程第12、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を令和6年3月31日から令和9年3月31日の3年間延長するものであります。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩します。15時50分まで。

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第13 承認第5号 専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第1号））

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、承認第5号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 承認第5号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第1号））についてご説明申し上げます。

本件は、一般会計歳出予算において早急に予算措置をしなければならない案件がございましたので、地方自治法第179条に基づき、歳出の総額を補正前と同額の136億3,000万円とする補正予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、行政訴訟事件に対応する弁護士費用など関連経費を追加したほか、学

校に関する弁護士委任費用を追加し、予備費を同額減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第1号））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第5号専決処分した事件の承認について（令和6年度加美町一般会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第14 議案第42号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、議案第42号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第42号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における3歳児及び4・5歳児の職員配置基準を改正するため、条例の一部改正を行うものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） この改正によって影響が出るといいますか、変わるところがあればご紹介ください。

○議長（早坂忠幸君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

本条例は市町村が定めることとされている条例でございます。国の基準改正に伴い、今回改正するものでございます。

現在、加美町の保育所、認定こども園、小規模保育所、全て既にこの基準にのっとって実施しておりますので、特段ご心配はございません。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 物品購入契約の締結について（令和6年度除雪トラック（7 t級）購入）

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第43号物品購入契約の締結について（令和6年度除雪トラック（7 t級）購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第43号物品購入契約の締結について（令和6年度除雪トラック（7 t級）購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、小野田地区に配備しておりました8トン級除雪トラックが30年経過し更新時期を迎えましたことから、新たに購入するもので、指名競争入札により10社を指名して、5月15日に入札を行いましたところ、UDトラック株式会社古川カスタマーセンターが3,960万円で

落札いたしましたので、同センター長大友寿彦と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、納入期限は令和7年3月21日としております。

なお、お手元に指名競争入札に関する資料を配付しておりますのでご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号物品購入契約の締結について（令和6年度除雪トラック（7 t級）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号物品購入契約の締結について（令和6年度除雪トラック（7 t級）購入）は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 物品購入契約の締結について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第44号物品購入契約の締結について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第44号物品購入契約の締結について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町消防団第5分団第2部第3班原班、第6分団第3部第3班柳沢班に配備しておりました小型動力消防ポンプ付積載車2台が更新時期を迎えましたことから、新たに購入するものです。

5月28日、7社を指名して指名競争入札を行いましたところ、株式会社古川ポンプ製作所が1,805万8,340円で落札いたしましたので、同代表取締役氏家英喜と物品購入契約を締結するた

め、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

なお、納入期限は令和7年3月14日までとしております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号物品購入契約の締結について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号物品購入契約の締結について（令和6年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第45号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第45号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日に定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第46号 令和6年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第46号令和6年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第46号令和6年度加美町一般会計補正予算（第2号）について。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ7,088万円を追加し、歳入歳出それぞれ137億88万円とする補正予算であります。

主な内容につきましては、個人住民税の定額減税調整給付に対応するためのシステム改修費を追加するほか、児童手当システムの改修、宮崎支所庁舎ほか公共施設の修繕、行政区集会所の整備などに関する予算を追加するものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として子ども・子育て支援事業費補助金300万円増、活力創出基盤整備交付金7,491万1,000円減、県支出金として中山間地農業ルネッサンス推進事業交付金800万円減、基金繰入金として財政調整基金繰入金6,000万円増、諸収入として自治総合センターコミュニティ助成金1,500万円増、町債として町道整備事業債7,490万円増などがあります。

歳出の主なものについては、総務費で集会所解体工事709万5,000円増、自治総合センターコ

コミュニティー助成事業1,500万円増、宮崎支所庁舎屋根修繕工事1,231万3,000円増、定額減税調整給付等対応業務委託料1,034万2,000円増、民生費で児童手当システム改修委託料300万円増、農林水産業費で畑わさび生産支援事業補助金493万9,000円増、教育費で東小野田小学校屋外運動場整地工事518万5,000円増、鳴峰中学校消防設備修繕工事1,056万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 金額はちょっと小さいのですが、まず18ページ、22ページ、23ページ、28ページ、30ページ、32ページに、それぞれ施設の施設用管理備品、計上されております。この管理用備品というのは何か、ちょっと説明をお願いします。一番大きいところで、28ページの鳴瀬小学校22万9,000円、これ、説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

今回の備品購入費につきましては、全て施設における消火器の交換購入費用ということになっております。金額の差異につきましては、本数の違いということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 消火器ということで了解しましたけれども、消火器が備品かどうかというのも捉え方があると思うのですけれども、この町の財務規則を見ますと、財務規則の157条2項備品に載っています。備品に該当する物品のうち取得価格1万円未満のもの、これは消耗品として成立することができると思っていますけれども、今ですと大体1万円、全て1万円未満ですよね。そうしますと、町で消耗品と備品との仕分というのはどのようにされているか、今、財政課長が言ったように、1万円未満でも、消火器でも備品台帳に全て載っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

物品の分類につきましては、議員ご指摘のとおり、財務規則第157条第1項のほうに規定されております。この中で備品につきましては、その性質または形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えるものということになっております。また、消耗品につきましては、

その性質上、使用するに従って消費され、または減耗するものというように整理されております。これらのことから、物品の分類に当たりましては、耐用期間、永続性、同一性の保持、価額等から判断して区別を行っておりまして、単純に金額だけではないということになっております。

また、備品につきましては、取得価格が1万円未満のもの及び使用目的が特殊なものにつきましては備品として、これらのものが備品として取り扱うことが不適当と認められるものにつきましては、消耗品ということで取り扱っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今回6月、今回、補正予算に計上されたわけですがけれども、新年度がスタートしてからまだ2か月しかたっておりません。それで、こういった管理用備品、私は補正予算、補正して駄目だとかそういうふうなお話じゃなくて、本来こういった、ただいま財政課長から説明があったように、この消火器、こういったものをやはり当初予算にきちんと前もって、使用期限と、多分、備品台帳に載っているわけですから、きちんとそれを調べて、私は当初予算に計上すべきと思うのですけれども、課長、もう1回説明お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

当初予算に計上するべきものというのは、議員のご指摘のとおりでございます。今回補正させていただいた件につきましては、施設の消防施設点検の実施時期、あと報告時期が3月の補正予算編成後ということで、当初予算に間に合わなかった分のものを今回補正させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 2点だけです。24ページの農林水産業費で、畑わさびの生産支援事業補助金が493万9,000円計上されていますが、補正に至った訳についてお話しください。

それから、教育費の28ページ、29ページに、広原小学校、東小野田小学校、鳴峰中学校の管理修繕事業費が計上されていますが、この理由、内容についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

24ページの補助金の補正に至った経緯ということでございましたが、当初予算におきまして

は、国の補助事業、全額補助の事業で計上しておりました。今回、その国の事業がつかなくなったと、ゼロ円査定となりまして、それを県の事業のほうに要望したところ、そちらのほう、内示いただいたということで、国の事業から県の事業への切替えということになりました。

国の事業の場合は、事業主体が町ということであったため、委託料とか原材料費とか、そういう区分で予算計上しておったのですが、県の事業になりましたは、畑わさび生産協議会が事業主体となれるということで、補助金のほうに計上させていただきました。

その補助金の内容につきましては、今年わさびを植えられる方のその苗代の補助であったり、あと肥料とか農薬とか、そういう資材の補助ということで今回計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

私から、広原小学校と鳴峰中学校の修繕工事説明をさせていただきまして、東小野田小学校につきましては学校教育環境整備室のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、広原小学校の消防設備修繕工事ですけれども、消防設備の点検の指摘事項でございまして、自動火災報知器が不良というようなことで、火災報知機から信号、職員室のほうに受信機基盤があるのですけれども、そちらのほうには来ているのですけれども、どうやら受信機のほうにちょっと反映するときもあれば、していないときもあるということで、その交換に要する修繕工事となっております。

続きまして、鳴峰中学校の1,056万円の修繕工事ですけれども、同じく消防設備の指摘事項でございまして、これは自動火災報知機の設備の不具合ということなのですけれども、自動火災報知設備というのは、構成について、主に火災で生じる煙や熱を自動で検知しまして火災信号を送る感知器、それと火災信号を受信して警報装置に送るもの、あと防火設備などを作動させる受信機あるいはベルなどによって警報を発する警報器というもので構成されているのですけれども、消防設備点検の結果、不具合が生じていると。正常に作動するときもあれば作動していないときもあるというような指摘事項がございまして、なおかつこの受信機の構成部品というのが相当古いもので、部分的な交換ができないということもございまして、まるっきり機器の更新を行うというような修繕工事でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 学校教育環境整備推進室長。

○学校教育環境整備推進室長（渡辺信行君） 学校教育整備推進室長がお答えいたします。

東小野田小学校の屋外運動場設置工事518万5,000円でございますが、現在、東小野田小学校の校庭が、長年の風雨により校庭の土が流されたり飛ばされたりしておりまして、校庭の土が半分減ってきております。それで、昔ありました旧校舎の跡と思われる場所から大きなコンクリートや玉石などが表面のほうにあらわになってきておりまして、児童がそれで転ぶとけがする原因ともなりますので、早急に土のほうを補充し整地をしたいと考えております。それで補正予算での計上となっております。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号令和6年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号令和6年度加美町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第47号 令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第47号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第47号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出それぞれ32億3,068万円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、繰入金として一般会計繰入金53万円増、歳出の主なものについては、総務費で介護認定調査用端末更新費28万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第48号 令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第48号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第48号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

今回の補正につきましては、資本的収入において国庫補助金額を減額し、企業債を増額する財源の組替えを行うほか、資本費平準化債の発行可能額増に伴う増額補正等により、収入総額を7億525万2,000円とするものであります。

資本的支出において、資本費平準化債借換え増額に伴い、企業債償還金1,490万円を増額、支出総額を8億8,739万2,000円とするものであります。

今回の補正により、収入額が支出額に不足する額を1億8,214万円に減額し、当年度分損益勘定留保資金1億8,214万円で補填するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号令和6年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行い

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号令和6年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第21、議案第49号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第22、議案第50号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第23、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第21、議案第49号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第23、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第21 議案第49号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第22 議案第50号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第23 議案第51号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第49号から議案第51号までは、加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の3人の委員の任期が令和6年6月22日までとなっておりますので、同委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

議案第49号では、宮崎地区の渡邊俊次氏を引き続き選任するものです。議案第50号では、中新田地区の小笠原千佳氏を引き続き選任するものです。議案第51号では、小野田地区の佐藤和枝氏の後任に新たに猪股幸雄氏をそれぞれ選任するものです。

任期は、3人とも令和6年6月23日からの3年間となります。

議案資料として略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき先例89により討論を省略いたします。

直ちに、議案第49号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第24 議案第52号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第24、議案第52号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第52号和解及び損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案件は、令和6年5月8日午後3時50分頃、加美町字鹿原田谷地二ノ地内の町道において、森林整備対策室職員が公用車を運転中、前方不注意により対向車線にはみ出し、走行してきた相手方車両に接触し、車両運転席側ボディー等に損傷を与えたことに対し、過失割合が町100%として、賠償額が決定したものです。

つきましては、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第1号 加美町議会議員定数条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第25、議案第1号加美町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、議案第1号加美町議会議員の定数条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地方公共団体の議会の議員定数については、平成23年の地方自治法の一部改正により法定上限が撤廃され、各地方自治体の自主的な判断に委ねられております。

本議会においては、平成25年から議会改革特別委員会を立ち上げ、住民の代表機関としての議会の在り方及び議会全体としての適正規模の在り方の両面から議論を重ね、議員定数を18とする加美町議会議員定数条例を平成28年3月に制定いたしました。

また、平成29年の改選以降は、議会改革推進協議会において検討を続け、令和2年の改選期からは1名削減し、現在の17名としております。

議員定数の削減は、地方公共団体の二元代表制の一翼を担う議会の機能低下につながることで懸念され、自治体政策を含む団体意思の決定にも影響が生じるおそれがあり、極めて慎重に対応する必要があります。

しかしながら、行政面積や合併町である地域の事情を勘案しても、なお人口減少に歯止めがかからず、財政状況も好転が望めない状況を鑑みて、類似自治体と比較検討した結果、さらなる定数の削減が必要であると結論に至りました。

本件は、議会改革推進協議会の協議の結果に基づき、次期改選期から議員定数を17名から15名とし、加美町議会議員定数条例を改正するものであります。皆様と共に3年以上にわたる議会改革を進めてまいりました。様々なご意見、議論、そして地域の代表の方も含めた意見交換会、勉強会も含めて議論した結果、このように結論づけました。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ただいま本議案について賛成の立場から質問するものでありますけれども、ただいま議案提出者の木村議員から提案理由の趣旨説明がありましたが、議員定数削減について、その算定基礎とその理由について説明をお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） まずは、議員含め町民の方々と研修会も行いました。河村東北大大学院の先生の下に議論、勉強を重ねました。そして、意見交換会を行った際に、住民の代表の方から、議員定数はそのままでよいのではないかというご意見も多数いただきました。

ただ、先ほども申し上げたとおり、このような人口減少、財政問題も含めて考えたときに、ではどのぐらいの人数が適正なのかということで、全国議長会で手引として出してある、一常

任委員会の構成メンバー約6名から8名が適当であろうという資料の下に、現在、主要常任委員会、総務建設、教育民生、産業経済の3つの委員会を2つに統合しまして、1つの委員会に7名ずつ、プラス議長で15名ということで、15名の算定根拠として算定いたしました。

住民の方からは、定数が減るとなかなか声が届かないというご意見だったり、逆に定数をどんと減らして、専門職、報酬をどんと上げて、専門的にやってくれる、そういったご意見もいただきましたが、やはり一定の数がないと各地域からの意見も吸い上げられないということで、460平方キロある、この加美町、山林も含めて、我々は管理、そして行政に対して意見を申し述べる場合に、どうしても2つの常任委員会、7名掛ける2プラス1の15が必要という結論に至りました。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。

その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会議員定数条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第1号加美町議会議員定数条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第26 議発第2号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第26、議発第2号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、議発第2号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地方議会議員の成り手不足が全国的な問題となっております。その要因としては、議会活動

や議員活動の不透明さが住民の方々の関心のなさなどにもつながっており、これに関しては、本議会では議会の見える化を目指し、議会改革推進協議会においても、現在、積極的に取り組んでおります。

しかしながら、成り手不足の要因は、議員報酬の低さによる魅力のなさによるところも大きいと言われております。議員には退職金や年金などの社会保険制度もなく、議員報酬のみでは生計を立てるには十分とは言えず、県議会議員や市議会議員と比べて低水準となっております。

議会改革推進協議会で、議員報酬について協議してきました。近年、複雑化する社会情勢において、自治体の政策形成に関わる調査、企画立案を担う議員活動については、なお一層、質的、量的向上が求められております。住民福祉に直結する議会活動を豊富化させるためにも、議員の魅力を向上し、多様な住民が議員に選出されることが重要であると考え、報酬の引上げが必要であるとの結論に至りました。

本件は、この議会改革推進協議会の協議結果に基づき、議長報酬を37万6,000円、副議長報酬を30万2,000円、常任委員長及び議会運営委員長の報酬を28万5,000円、議員報酬を28万円と、それぞれ改定しようとするものです。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

こちら皆様と3年以上に議論を重ねてまいりました。何としても若い皆さん、多くの皆さんに議会に参加してもらうためには、やはりある程度の生活ができる報酬を上げておかねば、なかなか成り手不足は解消できないということで提案させていただきます。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ただいま木村議員のほうから、議員の報酬等についての趣旨説明がありましたけれども、議員定数の削減同様、算定基礎とその引上げの理由についてご説明をお願いします。

それから、また併せて議会改革については、これまで幹事会をはじめとする議会改革推進協議会の中で相当の時間を割いて議論してきたわけですが、先ほど木村議員からのお話があったとおり、議員の成り手不足が大きな問題として取り上げている中で、今回の、先ほど説明があった定数削減、議員報酬を引き上げることによって、成り手不足解消につなげるものか、その辺も確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 今ご質問いただいたように、まず算定根拠としましては、1つには、全国議長会から推奨されております原価方式というものがございます。これは、町長の報酬に対して町長の活動日数、さらに、対して議員の報酬と活動日数のバランスということで、私の1年間の活動日数、時間を集計いたしました。その結果、町長の報酬に対して、現在の報酬よりももっと活動時間があるといったようなことも1つの根拠となりましたし、また約30代、40代の方々が出る場合にどのぐらいの所得があるのか、税務課のほうにも問い合わせながら、このぐらいの所得水準、そのためにはどのぐらい上げなきゃいけないか、それでは役場職員の皆さんとの比較としては、係長の皆さんと同じぐらいは我々も必要ではないかといったような角度からも検討いたしました。

そして、何より、若い方々に出ていただくためには、ある程度の報酬を上げざるを得ないといえますか、上げなければ、なかなか仕事を辞めてまで議会活動にという決断ができないということも判断の1つでありました。

例えば大和町の例を申し上げますと、大和町でも加美町議会同様に、河村先生が勉強会を開きながら、理解していただきながら、議員報酬を24万円から30万円に上げました。定数は18から16にして、前回の選挙では多くの若い方が出て新旧交代がなされました。

現在、加美町のメンバーは平均70歳を超えております。将来を担うやはり町民の方々にこの議会に出ていただく上でも、28万円という線は何としても上げなければならないと。また、町の財政が厳しい中、議会活動費の総額としては現在よりも下がるという試算も加えながら、あまりにも町に負担をかけないようにということで導き出した金額が、この金額となります。

ぜひ皆様のご理解とご協力をいただき、賛同いただければと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。

その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第2号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第27 議員派遣の件について

○議長（早坂忠幸君） 日程第27、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について、このとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第29、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長高橋聡輔君より「行財政改革の進捗状況と政策課題について」「安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長早坂伊佐雄君より「学校教育及び生涯学習の充実について」「共生社会の実現に向けた保健、医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長味上庄一郎君より「農林、商工及び観光に関する振興策について」、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長三浦又英君より「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について」「社会情勢に対応した議会改革・議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より「鳴瀬川ダム建設に関する事項について」、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長伊藤 淳君より「再生可能エネルギー発電事業等に関する事項について」、以上8委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月11日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和6年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時46分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月7日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 味上庄一郎

署名議員 早坂伊佐雄